

保 発 0831 第 7 号
平成 29 年 8 月 31 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令の公布について

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 92 号。以下「改正省令」という。）が平成 29 年 8 月 31 日付けで公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されるところですが、改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

地方単独事業による医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置（以下「減額調整措置」という。）については、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」並びに関係検討会及び審議会における議論等を踏まえ、平成 30 年度から、未就学児までを対象とする医療費助成について行わないこととしたところ（平成 28 年保国発 1222 第 1 号「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について」）。

これを踏まえ、国庫負担の算定方法を定めている、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「調交省令」という。）及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「事務費負担省令」という。）の規定の整備を行うこと。

第2 改正の内容

<第1条関係 調交省令の一部改正>

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第72条第1項及び第2項に基づく国庫負担の算定に係る規定について、未就学児までを対象とする医療費助成について減額調整措置を行わないとする規定の整備を行うこと。

<第2条関係 事務費負担省令の一部改正>

国保法第70条第1項及び第2項に基づく国庫負担の算定に係る規定について、未就学児までを対象とする医療費助成について減額調整措置を行わないとする規定の整備を行うこと。

第3 施行期日

改正省令は、平成30年4月1日から施行すること。